

介護サービス利用者負担軽減制度（社会福祉法人による利用者負担軽減制度・居宅サービス利用者負担軽減制度）について

介護サービス利用者負担軽減制度は、旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、「低所得者支援」に位置付け、本市ではこれまで低所得世帯の方が介護福祉施設や介護サービス事業を利用する場合に負担軽減を図ることで、安心してサービスを利用できる環境を整えてきました。

利用者負担軽減については、国の制度である「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」と、本市の制度である「居宅サービス利用者負担軽減制度」の2つの取組があり、特に「居宅サービス利用者負担軽減制度」については、国の制度を補完する形で社会福祉法人が提供するサービス以外の居宅サービスを利用する低所得者を対象に、本市が独自に実施しているものです。

引き続き、これらの事業の利用者等への周知方につきまして、御協力願います。

1 介護サービス利用者負担軽減制度リーフレット等

- (1) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度 リーフレット及び申請書等 別紙1
- (2) 居宅サービス利用者負担軽減制度 リーフレット及び申請書等 別紙2

(担当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485